南房総広域水道企業団公告　第７号

制限付き一般競争入札の実施について

制限付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の６及び南房総広域水道企業団財務規程（平成２年管理規程第１号。以下「財務規程」という。）第 111 条の規定により、次のとおり公告する。

令和６年２月 22 日

南房総広域水道企業団企業長　　太　田　　洋

１　制限付き一般競争入札に付する事項

（１）物 品 名　　水道用苛性ソーダ

（２）納入場所　　千葉県夷隅郡大多喜町小谷松 500 番地　大多喜浄水場

（３）納入期限　　令和６年４月１日から令和７年３月 31 日まで

（４）業　　種　　浄水処理用薬品（水道用苛性ソーダ）

２　入札参加者に必要な資格に関する事項

本物品の入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格は、次のとおりである。

（１）令第 167 条の４及び財務規程第 112 条の規定に該当しない者。

（２）財務規程第 113 条の２に定める南房総広域水道企業団入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録された者。

（３）対象物品と同種の物品について納品等の実績があること。

（４）南房総広域水道企業団（以下「企業団」という。）又は国若しくは他の地方公共団体等から対象物品の入札公告日から対象物品の入札日までの間、指名停止措置を受けていない者。

（５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「更生法」という。）第 17 条に定める更生手続開始の申立てがなされている者（更生法第 41 条に定める更生手続開始決定を受けている者は除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号。以下「再生法」という。）第 21 条に定める再生手続開始の申立てがなされている者（再生法第 33 条に定める再生手続開始決定を受けている者を除く。）でないこと。

（６）次に掲げる要件にすべて該当する者。

① 資格者名簿に登載されている者のうち、物品においてＡの等級に格付けされている者。

② 資格者名簿において「浄水処理用薬品（苛性ソーダ）」に登録がある者。

③ 以下の必要書類を提出した者。

1	購入物品の製造業者又は製造業者の代理店である証明ができるもの ① 製造業者であることの確認：会社概要等の書類 又は ② 製造業者の代理店であることの確認：代理店証明書
2	浄水薬品供給能力調査表（別紙１）
3	品質規格に適合することが証明できるもの（別紙２）

④ 過去５年間（令和元年度～令和５年度）に水道事業体に対し、浄水処理用薬品（水道用苛性ソーダ）の納入実績のある者。

3　設計図書等の縦覧及び貸与

本物品に係る契約書案、入札約款、設計図書及び仕様書（以下「設計図書等」という。）等の縦覧及び貸与を、次に掲げる日時及び場所において実施する。

（１）縦覧期間　　令和６年２月 22 日（木）から令和６年３月 11 日（月）まで
※南房総広域水道企業団の休日を定める条例（平成２年条例第２号）第１条第１項に定める企業団の休日（以下「企業団の休日」という。）を除く。

（２）縦覧時間　　午前８時 30 分から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

（３）縦覧場所　　南房総広域水道企業団のホームページ及び南房総広域水道企業団 業務課

（４）貸 与 等　　・設計図書等は、企業団のホームページからダウンロードできるほか、ＣＤ－Ｒによる配付も行うので希望する者は、ＣＤ－Ｒ（未使用）を用意し下記 15 の問合せ先に連絡すること。
（URL：http://www.m-sui.jp/bids/limit.html）

・設計図書等の貸与は、設計図書等の縦覧と同時に行うので、設計図書等の貸与を受けた者は、速やかに返却すること。

4　入札説明書等の配付

本物品に係る入札説明書、制限付き一般競争入札参加申請書及び制限付き一般競争入札参加申請資料等を、次に掲げる日時及び場所において配付する。

（１）配付期間　　令和６年２月 22 日（木）から令和６年３月 11 日（月）まで
※企業団の休日を除く。

（２）配付時間　　午前８時 30 分から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

（３）配付場所　　南房総広域水道企業団のホームページ及び南房総広域水道企業団 業務課

（４）配付方法　　企業団のホームページからダウンロードできるほか、ＣＤ－Ｒによる配付も行うので希望する者は、ＣＤ－Ｒ（未使用）を用意し下記15の問合せ先に連絡すること。
（URL：http://www.m-sui.jp/bids/limit.html）

5　入札参加の申請

本工事の入札に参加を希望する者は、制限付き一般競争入札参加申請書及び制限付き一般競争入札参加申請資料等各１部を、事前に電子メールで送付（送付先：gyoumu@m-sui.jp）し、担当者に確認を受けた上で、次に掲げる期間中に受付場所に郵送により提出すること（必着）。

（１）受付期間　令和６年２月22日（木）から令和６年３月８日（金）まで
※企業団の休日を除く。
（２）受付時間　午前８時30分から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）
（３）受付場所　南房総広域水道企業団 業務課

6　入札の場所及び日時

（１）場　　所　南房総広域水道企業団２階　会議室
（２）日　　時　令和６年３月12日（火）　午後３時45分から

7　入札保証金

免除する。

8　最低制限価格の設定

本物品に係る入札は、最低制限価格を設定しないものとする。

9　入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10　入札の執行

（１）入札は、入札約款（平成２年10月12日制定）に基づき実施する。ただし、入札約款第９条に規定する再度入札は行わない。
（２）入札は、上記６の場所及び日時に出頭し行わなければならないものとし、郵送による入札は禁ずる。
（３）入札参加者は、入札に先立ち、上記５の受付時に交付を受けた受付票の写し（以下「受付票の写し」という。）を提出すること。

11　入札の無効

本物品の入札について、財務規程第 119 条の規定によるほか、次に掲げる入札は無効とする。

（１）入札参加申請をしていない者及び入札参加申請にあたり虚偽の申請をした者のした入札。

（２）受付票の写しを持参しない者のした入札。

（３）その他入札に関する条件に違反した入札。

12　落札者の決定

（１）本物品の入札は、開札の結果に基づき第１順位者から順位を確定し、落札者を保留する。ただし、最低制限価格を設定しているときは、最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を第１順位者とする。

（２）入札終了後、第１順位者から順に入札参加資格を有する者１名が確認できるまで審査又は調査等を行い、その結果に基づき落札者を決定する。

（３）落札者の決定は、入札日の翌日から起算して５日以内（企業団の休日を除く。）に行う。ただし、やむを得ない事情があるときは５日を超えることができるものとする。

13　落札者決定の通知

（１）落札者を決定したときは、落札者に対しては、落札者決定後、直ちに電話等により通知し、入札参加者に対しては、書面により速やかに通知する。

（２）入札参加資格の審査の結果、落札者と認められない入札参加者は、原則として、（１）の通知を送付した日を含め７日以内（企業団の休日を除く。）に、企業長に対し、その理由について書面により説明を求めることができる。

（３）落札者と認められない入札参加者が、その理由について説明を求めた場合の回答は、原則として説明を求められた日から５日以内（企業団の休日を除く。）に、書面により行う。

14　その他

（１）入札参加申請資料作成説明会及び現場説明会は実施しない。

（２）入札参加申請資料のヒアリングは実施しない。

（３）提出された入札参加申請資料等は返却しない。

（４）納入期限は、事情により変更することがある。

15　問合せ先

南房総広域水道企業団 業務課（契約担当）
〒298-0228
千葉県夷隅郡大多喜町小谷松 500 番地
電　話　0470-82-5651
ＦＡＸ　0470-82-5654
E-mail　keiyaku@m-sui.jp

（別紙１）

浄水薬品供給能力調査表

<table>
<tr><td colspan="2">①　浄水薬品名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">②　会社名</td><td colspan="2">名称</td><td>代表者名</td></tr>
<tr><td>担当者名　㊞</td><td></td><td>電話番号</td></tr>
<tr><td rowspan="2">③</td><td>製造業者</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">担当者名

電話番号</td></tr>
<tr><td>工場所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">④　当該薬品の供給能力</td><td colspan="2">半年間・年間　t</td><td>月間最大　t</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">⑤　ストック場所及び貯蔵量</td><td>その１</td><td>工場</td><td>t</td></tr>
<tr><td>その２</td><td></td><td>t</td></tr>
</table>

「記載注意事項」

1　貴社が代理店である場合

（１）製造業者から貴社に対しての供給能力を記載してください。
製造業者の全供給能力を記載しないように注意してください。
※供給能力 3,000t を有する製造業者が「A 社」に 500t、「B 社」に 1,000t、「貴社」に 1,500t の薬品を供給する場合は本調査表には 1,500t と記載してください。

（２）②の欄に貴社名、③の欄に製造業者名を記載してください。

2　貴社が製造業者である場合

（１）貴社から代理店等に供給する数量を除いた供給能力を記載してください。
貴社の全供給能力を記載しないように注意してください。
※供給能力 3,000t を有する製造業者が代理店「A 社」に 700t、代理店「B 社」に 300t、「C 社」に 800t の薬品を供給する場合は本調査表には 1,200t と記載してください。

（２）②と③の欄の両方に貴社の社名を記載してください。

3　本調査表は令和６年２月 22 日現在のものとする。

（別紙２）

品質規格（仕様書抜粋）

（品質）

第３条　受注者が納入する水道用苛性ソーダの品質は、次のとおりとする。

１）　品質規格

（規格１）

項　　目	規　　格
外観	無色又はわずかに着色した透明な液体
水酸化ナトリウム(NaOH)	25% ～ 26 %
塩化ナトリウム(NaCl)	1.5 %以下

（規格２）

「水道施設の技術的基準を定める省令」第１条第１６号別表第１に掲げる基準に適合するものとする。

なお、設定最大注入率は 100mg/L とする。

２）　試験方法

規格１は、日本水道協会規格 JWWA-K-122:2005（水道用水酸化ナトリウム）、規格２は、日本水道協会規格 JWWA-Z-109:2016（水道薬品の評価試験方法）を適用する。

※ただし、水質基準に関する省令の改正等に伴い、上記試験方法が改正された場合は、最新の規格により試験を行うものとする。

２　前項の検査は以下のいずれかの機関によるものとし、受注者は契約日前１年以内の分析報告書を契約後に発注者に提出することとする。なお、検査費用は、受注者の負担とする。

計量証明事業所

水道法第 20 条に基づく検査機関